

入札説明書

(簡易印刷機の賃貸借及び保守契約)

目 次

入札及び契約に関する事項

- 1 公告日
- 2 競争入札に付する事項
- 3 契約に係る特約事項
- 4 競争入札参加資格
- 5 入札参加資格の確認等
- 6 契約条項を示す場所及び期間
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- 8 入札説明会
- 9 入札
- 10 入札書の記載方法
- 11 開札の場所及び日時
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 13 入札の効力
- 14 最低制限価格
- 15 落札者の決定方法
- 16 再度入札

- 別添 1 入札参加資格確認申請について
別添 2 入札書
別添 3 委任状
別添 4 仕様書

入 札 説 明 書

宮崎県が行う簡易印刷機の賃貸借及び保守契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 8 月 24 日

2 競争入札に付する事項

- | | |
|----------------|--|
| (1) 業務件名 | 簡易印刷機の賃貸借及び保守契約 |
| (2) デジタル印刷機の台数 | 1 台 |
| (3) 業務の特質等 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 令和 8 年 9 月 30 日 |
| (5) 契約期間 | 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで
5 年間の長期継続契約とする。 |
| (6) 納入場所 | 仕様書のとおり |

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の（5）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 契約の履行に関し、本件契約の相手方に不正の行為があると県が認めた場合
- ウ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- エ 本件契約の相手方の役員等（本件契約の相手方の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、（1）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札参加資格

- (1) 物品の買い入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和 46 年告示第 93 号）第 2 条に規定する入札参加の資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業務で、営業種目が賃貸業務で、種目が事務機器であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (4) この公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 県内に本店又は支店（営業所を含む。）を置き、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (6) 本業務のために納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
- (7) 本業務の物品の保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスについて、納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
入札公告日現在から過去１年間に、県内において契約期間を１年以上とした、簡易印刷機の賃貸借及び保守管理を行っている実績があること。
- (8) 入札説明書の交付を受け、かつ、入札参加資格の確認を受けた者であること。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、資格を満たすことを証する書類を、別添１により提出しなければならない。
なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) (1) の書類の提出場所、提出期限、提出方法及び入札参加資格確認の結果通知については以下のとおりとする。
 - ア 提出場所
宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
宮崎県宮崎市橘通東２丁目１０番１号 郵便番号 880-8501
電話番号 0985-26-7003 E-mail somu@pref.miyazaki.lg.jp
 - イ 提出期限
令和８年９月１日 午後５時まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで)
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）
 - エ 入札参加資格確認の結果通知
入札参加資格の確認結果は、令和８年９月２日までに通知する。
審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
- (2) 期間 令和８年８月２４日から令和８年９月８日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで)

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
- (2) 期間 令和８年８月２４日から令和８年９月１日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで)

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、令和８年９月１日午後５時まで受け付ける。

なお、本件入札に関する質問にあつては、個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に通知する必要があると判断したものに関しては、原則としてメールで通知する。

9 入札

入札に参加する者は、別添 2 による入札書（以下「入札書」という。）を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
郵便番号：880－8501
電話番号：0985－26－7003
- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 7 日 午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送による（書留郵便に限る。）。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、別添 3 による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『《簡易印刷機の賃貸借及び保守契約》の入札書在中』と朱書きしなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (8) 入札金額は、当該業務の履行に付随する一切の諸経費（出張経費、打合せ経費、その他の経費）を全て含めること。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札書の記載方法

- (1) 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とし、契約期間全体の金額で算定すること。

11 開札の場所及び日時

- (1) 開札の場所 宮崎県庁本館総務部会議室
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 開札の日時 令和 8 年 9 月 8 日 午前 10 時
- (3) 開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札金額（入札者が入札書に記載した金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除されることがある。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする者が過去2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 入札の効力

次の各号の（1）から（7）までのいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- （1）入札参加資格のない者のした入札
- （2）同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- （3）2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- （4）入札書の表記金額を訂正した入札
- （5）入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した若しくは不明な入札
- （6）入札条件に違反した入札
- （7）連合その他不正の行為があった入札

14 最低制限価格

最低制限価格の有無 無

15 落札者の決定方法

- （1）予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

16 再度入札

- （1）開札の結果入札者の入札価格がいずれも予定価格に達しないとき、開札後直ちに再度入札を行う。
- （2）再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者
 - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ウ 連合その他不正な行為があった入札をした者